（別記事業の資産及び負債の記載）

第二百八十二条　別記事業を営む株式会社又は指定法人が中間貸借対照表を作成する場合において、その資産及び負債についてこの編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、当該別記事業を営む株式会社又は指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

２　前項の場合において、資産及び負債の科目を一括し、又は区分して掲記する基準は、この編の定めるところに準ずるものとする。

（指定法人の純資産の記載）

第二百八十三条　指定法人が中間貸借対照表を作成する場合において、その純資産についてこの編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。この場合において、準拠した法令又は準則を注記しなければならない。

（特定信託財産の資産及び負債の記載）

第二百八十四条　特定信託財産の中間貸借対照表を作成する場合において、その資産及び負債についてこの編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則の定めるところに準じて記載することができる。

第三章　中間損益計算書

第一節　総則

（中間損益計算書の記載方法）

第二百八十五条　中間損益計算書の記載方法は、この章の定めるところによる。

２　中間損益計算書は、様式第二十五号により記載するものとする。

（収益及び費用の分類）

第二百八十六条　収益又は費用は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に分類して記載しなければならない。

一　売上高
二　売上原価
三　販売費及び一般管理費
四　営業外収益
五　営業外費用
六　特別利益
七　特別損失

第二節　売上高及び売上原価

（売上高の表示方法）

第二百八十七条　売上高は、売上高を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（売上原価の表示方法）

第二百八十八条　売上原価は、売上原価を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（売上総損益金額の表示）

第二百八十九条　売上高と売上原価との差額は、売上総利益金額又は売上総損失金額として記載しなければならない。